

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための  
低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律

背景

- ・我が国は国土面積(約38万km<sup>2</sup>)の約11倍の世界有数の排他的経済水域の面積(約405万km<sup>2</sup>)を設定。
- ・平成20年11月の大陸棚延長申請、平成21年3月の「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の策定、平成21年12月の「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」の決定等が行われた。
- ・排他的経済水域等の確保に資する低潮線の保全が緊急の課題。
- ・遠隔地にある離島は排他的経済水域等の利用上重要な位置にあるが、港湾等の利用活動のための拠点施設が整備されていない。

目的

排他的経済水域及び大陸棚が天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全その他の活動の場として重要であることにかんがみ、低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画の策定、低潮線保全区域において必要な規制、並びに特定の離島を拠点とする排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用に関する活動に必要な港湾の施設に関し必要な事項を定めることにより、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進を図り、もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図る。

概要

＜基本計画＞

★低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する施策の推進のための基本計画の策定

低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本的な方針、低潮線の保全を図るために行う措置に関する事項、特定離島における拠点施設の整備の内容等を定める。

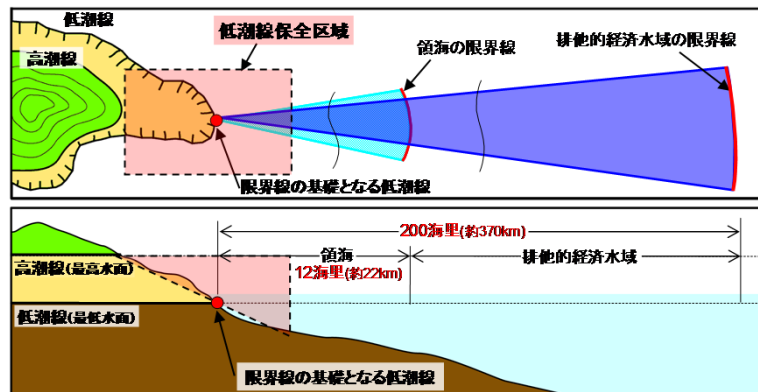
＜低潮線保全区域＞

★低潮線保全区域の指定

排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線等の周辺の水域で保全を図る必要があるものを区域指定。

★行為規制

低潮線保全区域内において海底の掘削等低潮線の保全に支障を及ぼすおそれがある行為をしようとする者は国土交通大臣の許可を受けなければならない。



※長崎県男女群島鮫瀬の低潮線が約2km後退すると約78km<sup>2</sup>(東京ドーム約1,700個分)の排他的経済水域面積が減少

＜特定離島における拠点施設の整備＞

★特定離島の指定

地理的条件、社会的状況及び施設整備状況等から周辺の排他的経済水域等の保全及び利用を促進することが必要な離島を特定離島として指定。

★特定離島港湾施設の建設等

基本計画に定める国の事務又は事業の用に供する港湾の施設を国土交通大臣が建設、改良及び管理するとともに、当該施設周辺の一定の水域の占用等を規制。



イメージ(南鳥島)

# 低潮線保全区域の設定状況

注) 数字は政令上の整理番号



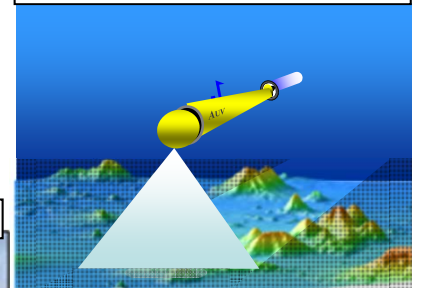
「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」の概要

計画のコンセプト

- ◎低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する総合的かつ計画的な推進を図る
- ◎特定離島を拠点とした様々な分野における**新しい構想に基づいた活動**についても、政府が支援し推進すべき**重要な施策の一つとして位置付け**
- ◎概ね**10年後の姿を目標**。必要に応じ柔軟に見直し
- ◎**毎年度の進捗状況**について、翌年度速やかに総合海洋政策本部へ**報告**。**着実な実施**を図る

※AUV: 自律型潜水調査機器

図1 AUV\*による調査のイメージ



低潮線及びその周辺の調査と情報の集約、低潮線保全区域における行為規制

- ◎**AUVの導入**(図1)や衛星写真等による詳細な海底地形、海潮流等の調査
- ◎海洋情報をビジュアル化した**海洋台帳の整備**(図2)、低潮線情報を一元的に管理する**低潮線データベースの構築**の推進
- ◎低潮線保全区域等における**巡視体制の整備**及び**監視体制の強化**(写真1)
- ◎排他的経済水域等の保全のため、低潮線周辺の**無主の土地の行政財産化**

写真1 離島周辺海域の監視

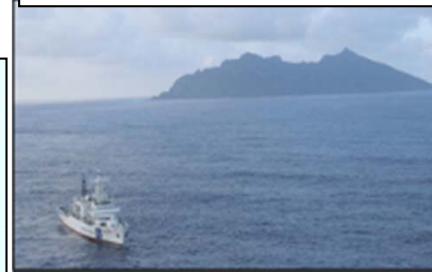


図2 海洋台帳のイメージ

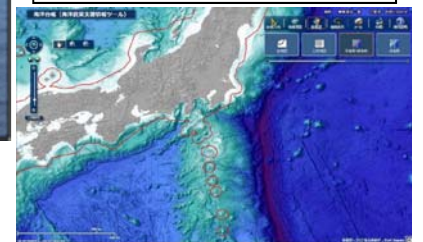


図3 我が国周辺海域に賦存が期待されるエネルギー・鉱物資源

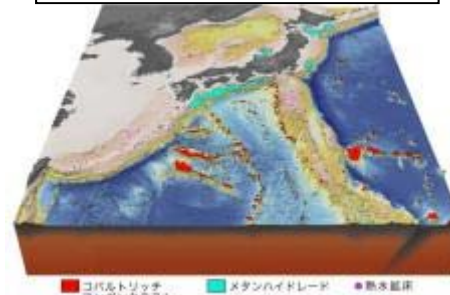


写真2 新素材の開発(沖ノ鳥島における評価試験)



特定離島を拠点とする排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の目標

特定離島：南鳥島、沖ノ鳥島

- ◎**サンゴ増殖技術**の開発・確立による国土の保全
- ◎**海洋鉱物資源**開発の推進(図3)
- ◎持続的な**漁業活動の推進**
- ◎海洋における**再生可能エネルギー技術**の実用化に向けた取組
- ◎厳しい自然環境を活かした**新素材**の開発(写真2)
- ◎太平洋プレート、フィリピン海プレートの移動(**地殻変動**)の観測
- ◎人為的影響を受けない環境を活かした**地球環境**の観測をはじめとする**観測・研究活動の拠点化**

図4 南鳥島の港湾の施設



拠点施設の整備

- ◎南鳥島→港湾の施設の整備着手(平成22年度、図4)
- ◎沖ノ鳥島→港湾の施設の整備着手(平成23年度)



# 低潮線保全基本計画に基づく取組について

## ○低潮線保全基本計画について

- 低潮線保全法(平成22年法律第41号)に基づき、排他的経済水域(EEZ)等の保全及び利用の促進のため、低潮線の保全及び利用の拠点となる離島の施設整備等に関する施策を総合的、計画的に図ることを目的として策定。(平成22年7月閣議決定)
- 全国185箇所の低潮線保全区域における状況調査や人為的損壊行為の規制及び保全措置の検討、特定離島である南鳥島及び沖ノ鳥島を拠点とする各種活動、特定離島における拠点施設の整備状況等を記載。
- 毎年度の進捗状況について、総合海洋政策本部へ報告し、計画の着実な実施を図ることとされている。

## ○平成24年度に実施した主な事項

- 低潮線保全区域の巡視・調査(185区域の衛星画像を取得(うち、177区域を目視巡視)、21区域周辺に10本の看板設置等)と巡視体制の整備、低潮線保全区域周辺の情報収集、低潮線データベースの管理・運営(更新)、海洋台帳の整備(新規)等
- サンゴ増殖技術の開発、温室効果ガス濃度等の観測、広域的な地殻変動の観測、海潮流観測等
- 特定離島港湾施設の整備(南鳥島:岸壁部に着手、沖ノ鳥島:環境調査 等)



行為規制のための看板



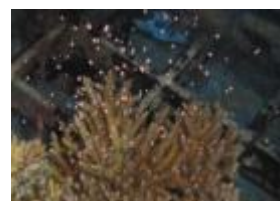
南鳥島における浚渫工事の状況



低潮線保全区域の巡視



験潮井戸における潮汐観測



移植サンゴの産卵

## ○平成25年度に実施予定の主な事項

- 低潮線保全区域の巡視・調査や海洋台帳の整備、低潮線データベースの管理・運営、監視体制の強化等
- 鉱物資源(コバルトリッチクラスト)の存在が期待される特定離島周辺海域における鉱物資源ポテンシャル把握のための基礎的調査、特定離島の更なる利活用に向けた検討、電子基準点によるGNSS※連続観測等
- 特定離島港湾施設の整備  
(南鳥島:整備の推進(H27年度完成予定)  
沖ノ鳥島:現地工事本格着手(H28年度完成予定))

※ global navigation satellite system(全地球航法衛星システム)

# 1. 低潮線保全に関する取組

## 低潮線保全区域及びその周辺の巡視

- 関係機関と連携を図りながら、地方整備局等職員が防災ヘリコプターや港湾業務艇、漁船等より全国の低潮線保全区域の巡視を実施



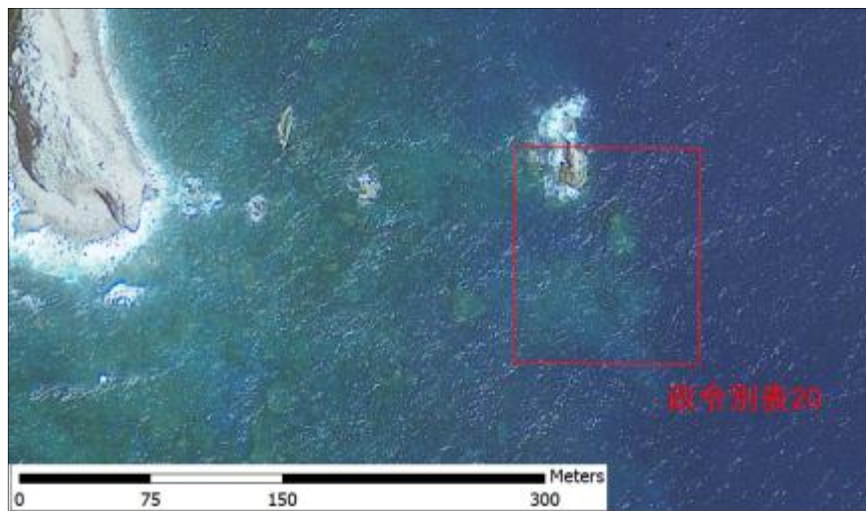
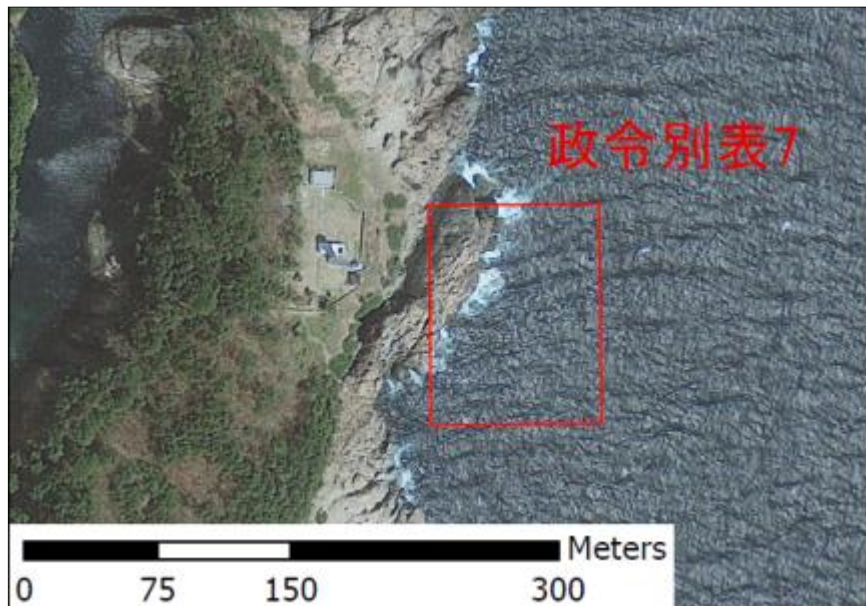
防災ヘリコプター「ほくりく号」より  
北陸地方整備局職員が撮影(政令別表141 舩倉島小瀬周辺)



小笠原漁協所属船より  
関東地方整備局職員が撮影(小笠原諸島 母島)

# 1. 低潮線保全に関する取組

## 低潮線保全区域及びその周辺の調査状況



衛星画像による低潮線保全区域の調査  
(上:岩手県鮎ヶ崎付近 下:東京都須美寿島付近)

## 行為規制のための看板の設置

○ 不特定多数の人間が接近可能な区域には、低潮線保全区域を周知するための看板を設置



看板設置の例(沖縄県宮古島)

## 関係機関の連携

九州地方整備局

国土地理院

海上保安庁第七管区

海上保安庁第十管区

福岡県

長崎県

鹿児島県



九州地方整備局等による低潮線保全九州ブロック連絡会の例

## 2. 沖ノ鳥島の管理・保全～護岸の維持管理～

### ○小島保全施設維持管理作業

小島を防護する護岸コンクリートの損傷についての点検や、発生したひび割れの補修等を実施している。



北小島(昭和62年撮影)



東小島全景(平成19年撮影)



北小島護岸全景(平成19年撮影)



護岸コンクリート部の劣化



クラックの補修状況(注入工)



はつり工

### 3. 特定離島における活動拠点整備

- 「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」が平成22年6月に施行。

本法において、遠隔に位置する離島に船舶の係留、停泊、荷さばき等が可能となる港湾の施設（特定離島港湾施設）を国土交通大臣が建設・改良・管理する旨規定。

- 海洋資源の開発・利用、海洋調査等に関する活動が本土から遠く離れた海域においても安全かつ安定的に行われるよう、特定離島港湾施設（基本計画において整備内容を明示）の整備を推進。

（南鳥島）平成22年度に建設着手、平成27年度の完成を目指す。

（沖ノ鳥島）平成23年度に建設着手、平成28年度の完成を目指す。

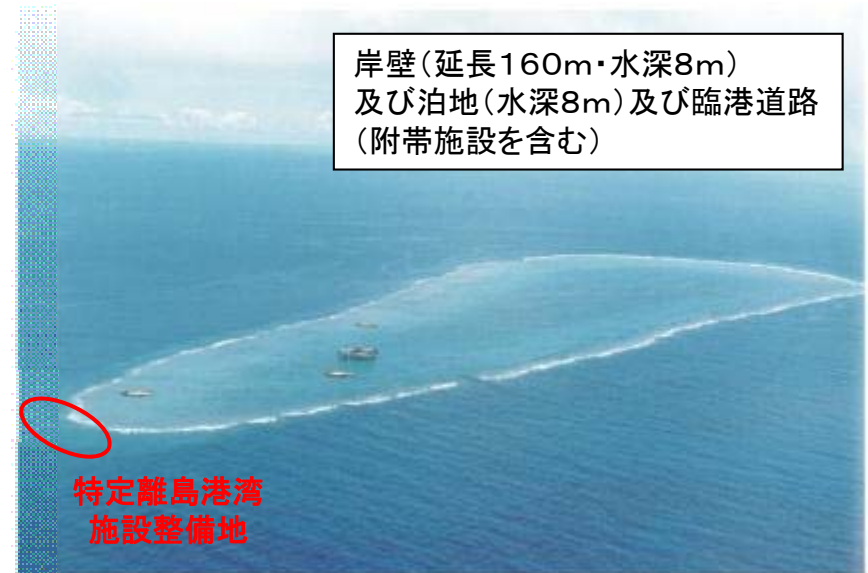


＜南鳥島及び沖ノ鳥島の位置＞



岸壁(延長160m・水深8m)及び泊地(水深8m) (附帯施設を含む)

＜南鳥島＞



＜沖ノ鳥島＞



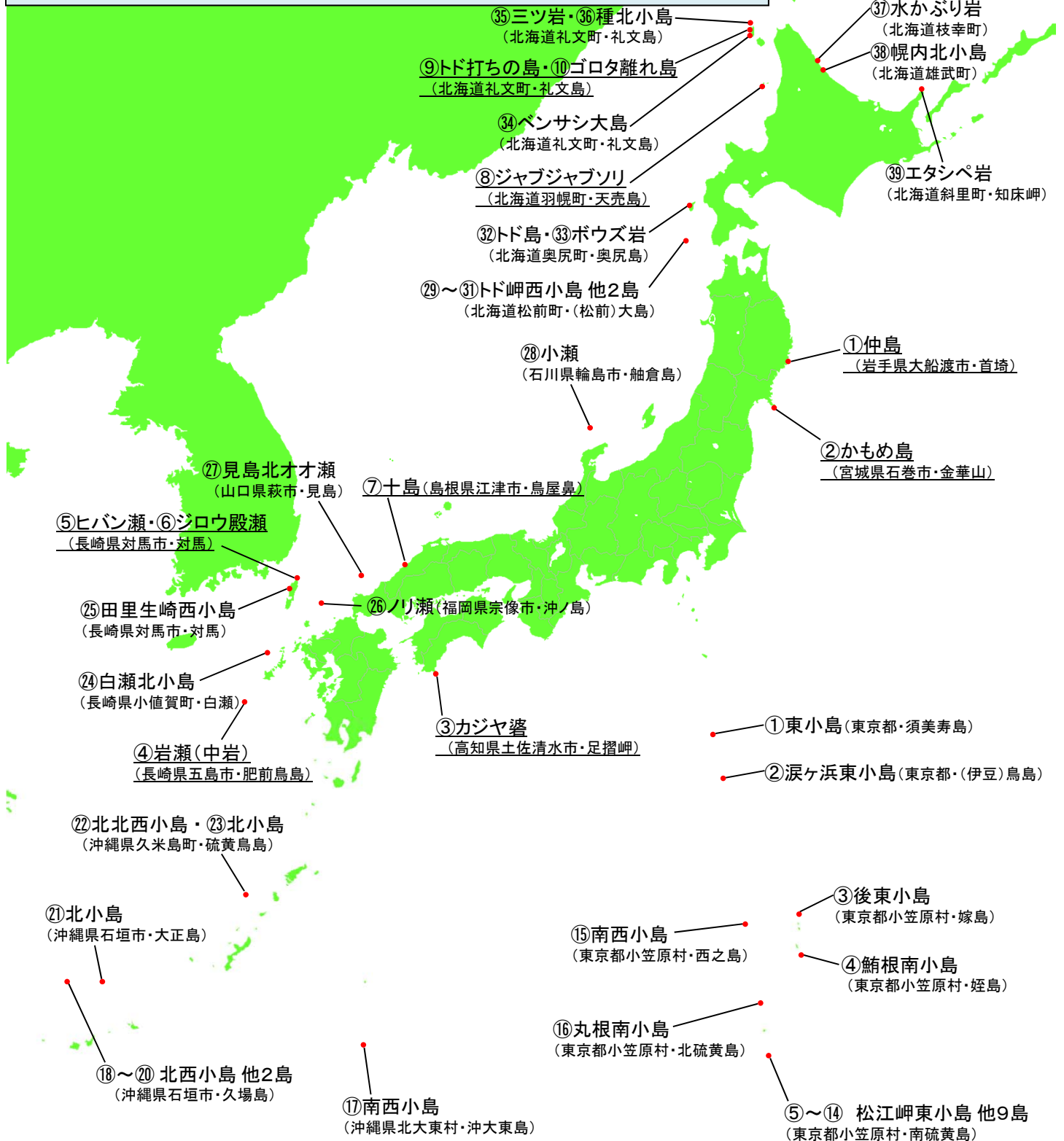
# 無主の土地の国有財産化

## 排他的経済水域等の基礎となる低潮線周辺の 無主の土地の行政財産化(23地区)



# 名称不明離島の名称決定・地図等への記載

地図・海図に記載する名称を決定した排他的経済水域外縁を根拠付ける離島（49島）



※ 下線あり: 平成23年5月に地図・海図に記載する名称を決定した10島  
下線なし: 平成24年3月に地図・海図に記載する名称を決定した39島